

青森県地すべり等防止法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月 日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第 号

青森県地すべり等防止法施行細則の一部を改正する規則

青森県地すべり等防止法施行細則（昭和四十三年三月青森県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「当該許可の申請等に係る地すべり防止区域を管轄する地域県民局長」を「次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる事務所の長」に、「次に掲げる保安林等の存する」を「第一号に規定する」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項（同条第一項後段又は第二項後段において準用する同法第二十五条第二項を除く。）の規定により指定された保安林（これに準ずべき森林を含む。）若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区（これに準ずべき森林又は原野その他の土地を含む。）又は土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業が施行されている地域若しくは同法の規定により土地改良事業計画の決定されている地域（これらの地域に準ずべき地域を含む。）の存する地すべり防止区域に係る許可の申請等 農林水産事務所

- 二 前号に該当しない地すべり防止区域に係る許可の申請等 県土整備事務所
- 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。